

現 行	改正後
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、<u>地方公営企業法（昭和三十七年法律第二百九十二号）第十条の規定に基づき、別に定めあるものを除き仙台市交通局職員（以下「職員」という。）の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(表彰の基準)</p> <p>第二条 <u>職員であって、次の各号のいずれかに該当するものに対しては表彰する。</u></p> <p>[一～三 略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものに対しては表彰する。</u></p> <p>一 <u>接客態度が優れているもの</u></p> <p>二 <u>運転無事故にして勤務成績が良好なもの</u></p> <p>三 <u>高速鉄道事業に功労があり勤務成績が良好なもの</u></p> <p>四 <u>前各号に定めるもののほか、表彰するに相当と認められるもの</u></p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第三条 <u>表彰は賞状、賞品を授与して管理者又は総務部長、自動車部長、鉄道管理部長若しくは鉄道技術部長（第五条において「部長」という。）が行う。</u></p> <p>2 <u>表彰を受けることとなった者が、表彰前において退職又は転職したときは、在職の日にさかのぼって表彰し、死亡したときは、生前の日にさかのぼって表彰し、前項の規定による賞状及び賞品はその遺族に授与する。</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第四条 <u>表彰は毎年仙台市交通局創業記念日（十一月二十五日）に行うものとする。但し、必要と認めるときは、その都度行う。</u></p> <p>(推薦)</p> <p>第五条 所属長は、職員が<u>第二条第一項各号又は第二項各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、<u>そのもの</u>の職名、氏名、表彰の事由等を記載して管理者又は部長に推薦しなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、<u>仙台市交通局職員（以下「職員」という。）の執務意欲の向上に資することを目的として、別に定めがあるものを除き、職員の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(表彰の基準)</p> <p>第二条 <u>表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して行う。</u></p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 <u>接客態度又は執務態度が優れているもの</u></p> <p>五 <u>運転無事故にして勤務成績が良好なもの</u></p> <p>六 <u>高速鉄道事業に功労があり勤務成績が良好なもの</u></p> <p>七 <u>前各号に定めるもののほか、表彰することが適当であるもの</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第三条 <u>表彰は、交通事業管理者（以下「管理者」という。）又は部長による表彰とする。</u></p> <p>2 <u>表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を併せて授与することができる。</u></p> <p>3 <u>表彰を受けるべき職員が表彰前に退職したときは、在職の日に遡ってこれを表彰することができる。</u></p> <p>4 <u>表彰を受けるべき職員が表彰前に死亡したときは、生前の日付に遡ってこれを表彰することができる。この場合において、表彰は、当該職員の遺族に対して行うものとする。</u></p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第四条 <u>表彰は、毎年仙台市交通局創業記念日（十一月二十五日）に行うものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、随時これを行うことができる。</u></p> <p>(表彰の推薦)</p> <p>第五条 所属長は、職員が<u>第二条各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、<u>当該職員</u>の職名、氏名、表彰の事由等を記載して管理者又は部長に推薦しなければならない。</p> <p>(表彰の取消し)</p> <p>第六条 <u>表彰を受けた職員が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者又は部長は、当該表彰を取り消すものとする。</u></p> <p>一 <u>地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号又は第四号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職したとき</u></p> <p>二 <u>地方公務員法第二十九条の規定により免職とされたとき</u></p>

(実施細目)

第六条 この規程施行に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、表彰を受けた職員が懲戒処分に
処せられた場合その他の表彰を受けた職員としてふさわしく
ないと認められる事由があつたときは、管理者又は部長は、
当該表彰を取り消すことができる。

(実施細目)

第七条 この規程の実施細目は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局総務部総務課)